消防予第 63 号 平成31年2月28日

各都道府県知事〉殿各指定都市市長

消防疗炎長(公印省略)

火災予防条例(例)の一部改正について(通知)

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各 都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知 されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく 助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準 化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該 改正を反映したこと。(第16条関係)

2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例 (例) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 29 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる 防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務 省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。(第29条の5関係) その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

3 その他

- (1) 1にあっては、施行期日を、平成31年7月1日としたこと。
- (2) 2にあっては、施行期日を、公布の日としたこと。

(問い合わせ先) 消防庁予防課予防係 島村、柏原、岡﨑 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

 \bigcirc 市 可 村) 火 災予 防 条 例 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 条 例 例)

 \bigcirc \bigcirc 市 町 村) 火 災 予 防 条 例 昭 和 \bigcirc \bigcirc 年 \bigcirc \bigcirc 市 町 村) 条 例 第 \bigcirc 号) 0) 部 を 次 のよう (C 改

正する。

第 + 六 条 第 項 中 \neg 日 本 工 業 規 格 を 日 本 産 業 規 格 (産 業 標 準 化 法 昭昭 和 + 兀 年 法 律 第 百 八 +

五. 号) 第二 + 条 第 項 \mathcal{O} 日 本 産 業 規 格 を 1 う。 に 改 \Diamond る。

第二 + 九 条 \mathcal{O} 五. 第 号 中 作 動 時 間 が 六 + 秒 以 内 を 種 別 が 種」 に 改 め、 第 六 号 を 第 七 号 とし

、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二 + 九 条 \mathcal{O} \equiv 第 --- 項 各 号 又 は 前 条 第 項 に 掲 げ る 住 宅 \mathcal{O} 部 分 に 特 定 小 規 模 施 設 用 自 動 火 災 報

知 設 備 を 特 定 小 規 模 施 設 12 お け る 必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 \mathcal{O} 用 12 供 す る 設 備 等 に

関 す る 省 令 平 成 + 年 総 務 省 令 第 百 五. + 六 号) 第 \equiv 条 第 項 及 び 第三 項 に 定 \Diamond る 技 術 上 \mathcal{O} 基 準

に 従 V) 又 は 当 該 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} 例 に ょ り 設 置 L たと き

日から施行する。

こ の 条例は、 公布の日から施行する。 ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一

○ 火災予防条例(例)(昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号)火災予防条例の一部を改正する条例(例) 新旧対照表

略上等知二	二〜五 (格) こ〜五 (格) にした。 こ〜五 (格) にした。 こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こん。こ	NC「主と用方炎警報保管」という。)と受置しないことができる。有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章に十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備設置の免除)	の日本産業規格をいう。) に適合するものとしなけ長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和二日 3	女 臣 餐
略	二〜五 (格) り設置したとき り設置したとき のに限る。)を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によ ・	さいて「主AN用方段警報器等」という。ごと投資しないことができる。 の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章に第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備(設置の免除)	ればならない。 (避雷設備) (避雷設備)	見一丁

日から施行する。

こ の 条 例 は、公布の日から施行する。 ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一